工 事 概 要

1．工事名称	市立諏訪小学校建替電気設備工事	
2．工事種別	新　　築	
3．工事場所	横須賀市小川町１８番地	
4．敷地面積	9,753.03 ㎡	
5．地域地区	商業地域（建蔽率 80%，容積率 400%）	
	第３種高度地区	
	防火地域	
6．建物用途	小学校・幼稚園	
7．階　　数	地上４階建	
8．構　　造	鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造	
	耐火建築物	
9．建築面積	3,085.87 ㎡	
10．延床面積	8,298.28 ㎡	（１階床面積　2,731.17 ㎡）
		（２階床面積　2,687.31 ㎡）
		（３階床面積　1,735.92 ㎡）
		（４階床面積　1,076.08 ㎡）
		（R階床面積　67.80 ㎡）
11．建物高さ	最高高さ　1FL+17m800（塔屋部分　1FL +19m050）	
	最高軒高　1FL+16m800（塔屋部分　1FL +18m950）	
	１階階高　4m000	
	２階階高　3m900，10m200（体育館棟）	
	３階階高　3m800	
	４階階高　3m700，3m300（特別教室棟）	

敷地案内図

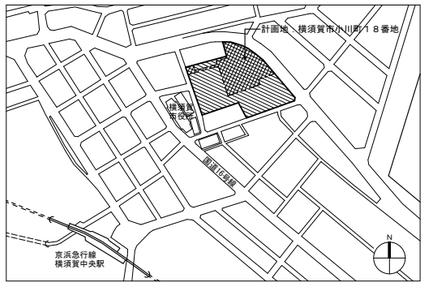

１．一般共通事項

１－１．適用範囲

本特記仕様書は設計図面、各工事標準仕様書及び補足事項を特記し、本工事全てに適用する。

本特記仕様書、設計図面に記載されていない事項は下記の標準仕様書、監理指針による。

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成22年版）
各工事監理指針	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（ 最新年版 ）

１－２．監督員

市の担当職員、及び発注者との設計監理委託契約書に基づき、本工事の監理を行なう監理者として工事請負者に通知された総括責任者、総括担当者、各工事担当者を総称していう。

１－３．工事履行義務

工事請負者は特記仕様書、設計図面、標準仕様書、及び工事期間中に発行される現場指示書、指示図面等に基づき、必要十分な労力、材料、機器、設備及び事務等を提供しながら、入念、誠実に施工し本工事を完成させる。監督員の指示がない限り、設計図面等を変更することはできない。また、特記仕様書、設計図面、共通仕様書のいずれにも明示されていない事項であっても、工事を完成させるにあたり当然必要なものは工事請負者の負担で施工する。

１－４．工期遵守義務

工事請負者は工事請負契約書に規定された工期内に本工事を完成することを保証し、工期内に工事を完成することができない場合は、原因の如何にかかわらず期日遅延により発生する損害の賠償責任を負う。工事請負者の責に帰することのできない理由により工期内に工事を完了することができない場合は、直ちにその原因及び経過等を書面により監督員に報告する。

１－５．官公署等への手続

工事請負者は工期中の必要な官公署その他への手続きを延滞なく行い、法令に関してはその責任を負う。また必要な諸手続にかかる費用はすべて工事請負者の負担とする。

１－６．優先順位

本工事を施工するにあたっての設計図書等の優先順位は、質疑回答書、特記仕様書、設計図面、標準仕様書の順とする。また図面同士でくい違いがある場合には、原則として特記仕様書、縮尺の大きい図面、縮尺の小さい図面の順で優先する。図面と書込寸法の異なる場合は書込寸法を優先する。上記による最終的な判断については監督員の承諾を受ける。

１－７．軽微な変更

施工上の納り、取合い等の都合により軽微な変更が生じる場合は監督員と協議する。変更が軽微であるか否かの判断は協議の上監督員が行う。変更に伴う工事金額の査定は設計内訳書の単価に基づき行う。軽微な変更による工事金額の変更及び工期の変更は行わない。

２．工事現場管理等

２－１．施工体制

工事請負者は工事請負契約書に基づく現場代理人及び主任技術者等の職員を現場に常駐させ、工事に関わる全ての業務ならびに監督員の指示による必要な業務、手続き等を処理し、かつ建築現場及び作業所の安全管理にあたる。工事請負者は現場組織図、職員の経歴等を提出し、監督員の承諾を受ける。

２－２．下請負業者等

工事請負者は本工事に関わる全ての下請負業者及び下請負製造業者について、工事請負契約書の規定による書面を提出して監督員に通知する。監督員により下請負業者及び下請負製造業者が不適当と認められた場合は、工事進行中であっても工事請負者に対してその下請負業者等との契約の破棄等を命ずることが出来る。工事発注者と下請負業者等との間にはいかなる契約関係も生じない。

２－３．工事現場の災害防止及び保全

工事請負者は工期中及び正式な引渡しを終えるまで、火災、水害、その他のあらゆる災害に対して建築現場及び付随する財産、ならびに人員の保護についての責任を負う。また、建築現場及び作業所内の管理は、労働基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱、その他関係法令等に従い、災害及び事故等の防止と環境の保全に努める。

２－４．養生

工事請負者は工事期間中、各工事に必要な適切な養生を行なう。隣接建物、道路、その他に対して損害を与える恐れのある場合は、それらについても必要な保護養生等の措置を講じる。

２－５．損害賠償

工事請負者は、本工事により発注者及び第三者に対して損害及び損傷等を与えた場合、工事請負契約書の規定によりこれを補償する。また、工事完了後であっても本工事による影響と明らかに判断される損害及び損傷等については、工事請負者が速やかに対処する。

２－６．瑕疵担保

工事請負者は本工事の完成引渡し後、工事請負契約書の規定にされる瑕疵担保期間中に生じた瑕疵について、監督員が施工または材料の不完全に起因すると認めたものに対し、無償でこれを修補する。但し、特記仕様書中に保証期間が規定されたもの、工事期間中の協議等で保障期間が定められたものは、その規定による。工事請負者は本工事の完成引渡し後、瑕疵担保期間満了前に監督員に通知し、監督員の検査を受ける義務を負う。

２－７．関連工事との調整

工事請負者は別契約の関連工事請負者との連絡打合せを十分に行ない、遺漏なく円滑な工事の進捗を図る。また監督員による各工事間の調整に対し、速やかにこれに協力する。

３．施工管理等

３－１．工程

工事請負者は工事の着工に先立ち、詳細な実施工程表、施工図作成工程表、工場製作工程表、その他、必要な部分工程表等を作成し、監督員の承諾を受ける。また、工程表に基づく工事進捗の責任は工事請負者が負う。

３－２．施工図、製作図等

工事請負者は施工にあたり、監督員の指示により工程表、施工計画書、施工図、製作図等を提出し、監督員の承諾を受けた上で工事に着手する。これら施工図、製作図等の作成にあたっては別契約の関連工事等との取合いについても十分に調査し、不都合のないように努める。施工図、製作図等についての監督員による承諾は設計の意図に関するものであり、寸法及び施工方法については工事請負者が責任を負う。

３－３．工事報告書等

工事請負者は本工事期間中、月毎の作業内容、工種別出来高、職員・労務員就業人数、天候・気温、進捗状況記録写真、主要工事記録写真等を記載添付した工事報告書を作成し、延滞なく提出する。進捗状況写真は工事現場全景を２方向から同一アングルにて月２回撮影する。その他、工事期間中に提出する書類等は監督員の指示による。

３－４．工事記録写真

工事請負者は工事着手前の現況を含む工事着手から竣工に至るまでの各工事工種、工程毎に工事記録写真を撮影する。工事写真は施工状況を説明するに十分なものとし、特に工事完了後に隠れてしまう工種、工程等については必ず撮影して記録を残す。

３－５．施工方法等

特記仕様書、設計図面に規定する工法がある場合は、これを使用しなければならい。正当な理由により規定した工法に替るものを採用する場合は、あらかじめその旨を監督員に報告し、承諾を受ける。また特記仕様書、設計図面、標準仕様書等に記載されていない特別な材料の工法については、当該製品指定の工法による。

３－６．立会及び検査

工事請負者は工事の主要な工程に達した時点、及び監督員の指示した工程に達した時点に監督員の立会、又は検査を受け、合格または承諾を得た後に次の工程に移る。監督員の検査に不合格の工事については、工事請負者の負担によって直ちに再施工する。

３－７．戴荷

本工事において、建築物のいかなる部分にも設計荷重以上の荷重をかけることを禁止する。但し、監督員の指示に従い補強を施した場合はこの限りではない。

４．材 料 等

４－１．使用材料等

本工事に使用する材料及び機器等は、特記なき限り日本工業規格、日本農林規格に適合するものとする。材料は新品、指定等級範囲で最良のものとし、監督員の検査を受けて合格したもの、又は監督員の承諾を受けたものとする。検査に不合格となった材料は直ちに場外に搬出し、速やかに代品を納入する。また万が一不適格品が使用されていた場合は、検査、承諾の有無にかわらず、工事請負者の負担で直ちに適合品に交換する。

発生材が引き渡しを要するか否かは発注者及び監督員の指示によるものとし、処分するものについては工事請負者の負担で速やかに場外へ処分する。

４－２．見本及び資料等

工事請負者は本工事に使用する全ての仕上材、材料等について資料、サンプル、色見本等を提出して監督員の承諾を受ける。提出にあたっては承諾を行なうに十分な日程を考慮する。

４－３．材料試験

材料試験の供試体等については監督員の承諾を得た方法で採取し、封印または検印を受けて監督員の承諾を得た試験場にて試験を行なう。また、全ての試験結果について監督員に試験成績書を提出し、承諾を受ける。これらの試験に要する費用は全て工事請負者の負担とする。

５．そ の 他

５－１．施工図、完成図等

工事請負者は工事完了にあわせ、監督員の指示に従い設計図面ＣＡＤデータを基に完成図のＣＡＤデータを作成し、Ａ１版出力原図１部、青焼製本１部、縮小製本３部、ＣＤ・ＲＯＭ２部を提出する。また監督員が指定する主要な施工図を青焼製本として１部、ＣＡＤデータのＣＤ・ＲＯＭとして２部提出する。

５－２．保全に関する資料、鍵

工事の完了引渡しにあわせ、監督員の指示により、鍵リスト、予備品リスト、仕上リスト、資材・メーカーリスト、工事関係者リスト、官公署届出書等の写し、保証書の写し、保守・取扱い説明書等の保全に関する資料をＡ４版ファイルに納め、３部（保守・取扱い説明書は２部）を提出する。その他、工事完了時に提出する書類等は監督員の指示による。引渡しを行う扉、盤等の鍵類は鍵リストに合わせて整理し、鍵箱に納めて提出する。

５－４．著作権

本工事に関する設計図書の著作権は設計者に帰属する。

工事区分表

項　目	内　容	建築	電気	機械	別途		備　考
仮 設 等	本工事用仮設の電力、給排水等（基本料金・使用料金及び負担金等）.	○	○	○			各工事ごと.
	本設後引渡しまでの電力、給排水等（基本料金・使用料金等）.	○	○	○			各工事ごと.
	本工事に関わる各種届出及びその費用.	○	○	○			各工事ごと.
躯体・スリーブ	構造躯体の貫通ｽﾘｰﾌﾞ、箱抜等.	○	○	○			各工事ごと.
	構造躯体の貫通部分の鉄筋補強.	○					
	構造躯体の貫通部分の周囲充填及び補修.	○	○	○			各工事ごと.
	構造躯体における配管等埋込部分のはつり及び補修.	○	○	○			各工事ごと.
	鉄骨構造部材の貫通ｽﾘｰﾌﾞ及び貫通部補強.	○					
	各種ｲﾝｻｰﾄ、ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ等.	○	○	○			各工事ごと.
	地中梁の人通口及び電気設備用開口、通水管、通気管.	○					
防水処理	外壁貫通部分の防水処理.	○	○	○			各工事ごと.
	防水層を有する床貫通部分の防水処理.	○					
各種水槽・ピット	躯体と一体の各種水槽、ﾋﾟｯﾄ及び釜場.	○					
	同上用防水、断熱及び仕上等.	○					
	同上用ﾏﾝﾎｰﾙ、ﾀﾗｯﾌﾟ、点検口、ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋、ﾋﾟｯﾄ蓋.	○					
	躯体と一体でない単独の水槽の本体、仕上、点検口等.	○		○			各工事ごと.
機械室等	機械室の防音・遮音構造及び仕上、防音扉.	○					
	機器、ﾀﾞｸﾄ、配管等の防音・遮音及び防振処理.	○	○	○			各工事ごと.
	床の防塵処理.	○					
	PS、DS、EPS内の仕上.	○					
機械・機器の基礎	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎及びその床補強、防水、仕上.	○					
	機械・機器の固定用ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ・架台.	○	○	○			各工事ごと.
点検口・点検扉	床、壁、天井の点検口及び点検扉.	○					
天井の設備開口	墨出.	○	○	○			各工事ごと.
	下地開口補強、及び仕上材の穴あけ、切り欠き.	○					
ガ ラ リ	外壁面のｶﾞﾗﾘ及びその防鳥網、合わせﾌﾗﾝｼﾞ、周囲ｼｰﾙ.	○					
	同上へのﾀﾞｸﾄ接続及びﾁｬﾝﾊﾞｰ、ﾀﾞﾝﾊﾟｰ等の設置.			○			
	ﾄﾞｱﾀﾞﾗﾘ、ﾄﾞｱｱﾝﾀﾞｰｶｯﾄ.	○					
	換気扇、ﾀﾞｸﾄ等の取付け枠及びｳｪｻﾞｰｶﾊﾞｰ、ﾌｰﾄﾞ等.			○			

項　目	内　容	建築	電気	機械	別途		備　考
扉・ｼｬｯﾀｰ等	自動扉、ｼｬｯﾀｰ、防火扉本体とその駆動機器及び閉鎖装置.	○					
	同上用電源の一次側配管配線.		○				
	同上用二次側配管配線.	○					
	防火扉、防火ｼｬｯﾀｰ等への防災信号配管配線.		○				
昇 降 機	昇降路の築造及び昇降路内の仕上.	○					
	昇降機本体とその設置、取付及び二次側配管配線.		○				
	一次側電源供給及び接地線の配管配線.		○				
	動力、照明用昇降路外配管配線.		○				
	ｲﾝﾀｰﾎﾝ及び監視用昇降路外配管配線.		○				
	昇降路及びﾋﾟｯﾄ内の点検用ｺﾝｾﾝﾄ.		○				
	昇降路内の煙感知器.		○				
動　力	一般用動力操作盤及び電動機端子接続までの配管配線.		○				
	各機器付属の制御盤への一次側電源供給配管配線.		○				
	各機器付属の制御盤以降の二次側配管配線.	○	○	○			各工事ごと.
制　御	自動制御盤への一次側電源供給配管配線.		○				
	各制御機器の設置、取付と自動制御盤からの二次側配管配線.	○	○	○			各工事ごと.
	自動制御監視用箱体（総合盤）.		○				
電　話	電話主装置及び電話機本体とその設置、取付.		○				
	電話引込工事.				○		
	敷地内電話引込用配管.		○				
	建物内電話ケーブル用配管及び電話ケーブル、電話端子.		○				
	電話端子盤.		○				
	電話用接地工事.		○				
ＬＡＮ	ＨＵＢの設置、取付.		○				
	ＬＡＮケーブル用配管及びＬＡＮケーブル、ＬＡＮ端子.		○				
	ＨＵＢ収納箱.		○				
機械警備	機械警備制御盤、各ｾﾝｻｰとその設置、取付.				○		
	機械警備制御盤への電源供給配管配線.		○				
	二次側配管.		○				
	二次側配線.				○		

項　目	内　容	建築	電気	機械	別途		備　考
雨水排水	ﾙｰﾌﾄﾞﾚｲﾝ、ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管及び竪樋とその防露処理.	○					
	竪樋下端（GL）から雨水第一桝までの配管接続.			○			
	雨水第一桝及び雨水第一桝以降の雨水排水配管及び接続桝等.			○			
	本工事外構範囲の側溝.				○		
	本工事外構範囲の側溝からの雨水排水配管.			○			
実験・実習台	実験・実習台本体とその設置、取付.				○		特記のあるものを除く.
	実験・実習台に付属する機器、ｺﾝｾﾝﾄ、水洗、流し排水金具.				○		特記のあるものを除く.
	実験・実習台への電源供給配管配線.		○				指定位置立上ﾏﾃﾞ.（接続は別途.）
	実験・実習台への給排水及びｶﾞｽ配管.			○			指定位置立上ﾏﾃﾞ.（接続は別途.）
造付流し等	流しｶｳﾝﾀｰ、ｽﾃﾝﾚｽ製ｼﾝｸ.	○					ｽﾃﾝﾚｽ製ｼﾝｸの排水金具は建築工事.
	衛生陶器、水栓、水石鹸入.			○			
	給湯・給排水配管接続.			○			
トイレ	手洗いｶｳﾝﾀｰ、ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ、化粧鏡、手摺、ﾗｲﾆﾝｸﾞ.	○					
	衛生陶器、水栓、自動水栓ｾﾝｻｰ、暖房便座、水石鹸入、紙巻器.			○			
	給湯・給排水配管接続.			○			
	自動水栓、自動洗浄ｾﾝｻｰ及び暖房便座用電源供給.		○				
シャワー室	ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ本体とその設置、取付.	○					
	ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ用給湯・給排水管接続.			○			
	ﾕﾆｯﾄｼｬﾜｰ用電源供給配管配線.		○				
給食調理室	調理機器用基礎、床排水ﾋﾟｯﾄ及びｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋.	○					
	調理機器用電源供給配管配線.		○				指定位置立上ﾏﾃﾞ.（接続は別途.）
	調理機器用給湯・給排水及びガス配管.			○			指定位置立上ﾏﾃﾞ.（接続は別途.）
	給排気用ﾀﾞｸﾄ及びﾌｰﾄﾞ.			○			
	床排水ﾋﾟｯﾄの排水金物.			○			
	調理機器本体とその設置、取付.				○		
その他	地流しの防水、仕上、床排水ﾋﾟｯﾄ.	○					
	地流しの水栓及び排水金具.			○			
	消火器ﾎﾞｯｸｽ（消火栓一体型を除く）.	○					
	消火器、消火器ｽﾀﾝﾄﾞ.				○		

公共建築課長	主 査	担当者

E000

市立諏訪小学校建替電気設備工事

特記仕様書（共通）

— | 10/03/15